

# 仕事と介護の両立のための 情報提供資料

令和7年4月、育児介護休業法の改正により  
40歳到達前後に「介護保険制度の情報提供を行う」ことが  
会社に義務付けられました。

本資料が、皆様の生活の一助となれば幸いです。

濱田労務士事務所  
社会保険労務士 濱田 三千代



# 内容

- 制度の主旨
- 介護休業とは
- 介護休暇とは
- その他の両立支援
- 給付と保険のご説明
- ハラスメントの禁止



# 介護保険制度の情報提供制度の主旨

## 【仕事と介護の両立を考えましょう】

● 介護はいつ始まるか分かりません。だからこそ、いざというときに慌てないよう、事前に利用できる制度等を把握しておきましょう。

### ● 仕事と介護の両立支援制度・・・

仕事と介護の両立のために利用できる、介護休業等の両立支援制度を確認しましょう。

### ● 介護休業給付・・・

介護休業を取得した場合に受けられる経済的支援について、受給資格や支給要件を確認しましょう。

### ● 介護保険制度・介護サービス・・・

40歳以上の方は介護保険に被保険者として加入します。介護保険制度の内容や、被保険者が利用できる介護サービスについて確認しましょう。



# 仕事と介護の両立支援制度【介護休業とは】

1 介護休業は  
介護の体制を構築するための休業です。

介護休業の期間中に  
復帰後の仕事と介護の両  
立を見据えて、介護サー  
ビス利用等の方針を決定  
しましょう。

対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 有期雇用労働者の方は、申出時点で、介護休業取得予定日から起算して93日経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。
期間	対象家族1人につき通算93日までの間の労働者が希望する期間
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申出期限	休業の2週間前までに、事業所経由で社会保険労務士までご連絡ください。
分割取得	3回に分割して取得可能



# 仕事と介護の両立支援制度【介護休暇とは】

## 2 介護休暇は

日常的な介護のニーズに

スポット的に対応するための休暇です。

介護保険の手続や要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなどに対応するために、利用しましょう。

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。
申出先	事業主または担当者



# 仕事と介護の両立支援制度【その他の両立支援①】

## ・ 所定外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働を制限することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。
期間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに、事業所 担当者まで申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

## ・ 時間外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。
期間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに、事業所 担当者まで申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

## ・ 深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。所定労働時間の全部が深夜の労働者は対象外。
期間	1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに、事業所 担当者まで申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。



# 仕事と介護の両立支援制度【その他の両立支援②】

## ・会社が定めた措置のどちらかを選択

### ①介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1日の所定労働時間を6時間に短縮することができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。
期間	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年間で2回まで
申出期限	原則、開始の日の2週間前までに事業所 担当者まで申し出てください。

### ②始業・終業の繰上げ・繰下げ

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定の始業・終業時間を繰り上げし、または繰り下げることができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。
期間	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年間で2回まで
申出期限	開始の日の1か月前までに、事業所 担当者まで申し出てください。



# 給付と保険

## 【介護休業給付】

介護休業には、雇用保険から給付の支給があります。

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

## 【介護保険制度・介護サービス】

40歳から64歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。

介護保険制度は、介護保険加入者（40歳以上の方）の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。



# 高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ

- お住まいの「地域包括支援センター」へご相談ください。
- 市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内容に応じ、具体的な解決策の提案をします。
- ご高齢のご家族の生活に関することや、介護に関して等幅広く対応します。



# 介護サービスの利用のしかた

## 介護サービスの利用のしかた (ご自身やご家族に介護が必要になった場合の具体的な手続きの流れ)

- ① 市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします
- ② 要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます  
※40～64歳の方は、要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾患として定められている「特定疾病」によって生じた場合に認定されます
- ③ ケアプランを作成します
- ④ サービスを利用します

### 40歳～64歳の方の介護保険料

#### ■ 健康保険に加入している方

健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

#### ■ 国民健康保険に加入している方

国民健康保険に加入している40歳～64歳の方が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。





# ハラスメントの禁止について

- 介護休業の取得は正当な権利です。
- 申請・取得を理由としたハラスメントは一切認めません。
- 介護休業に関する不利益な取り扱いは一切行いません。
- 安心して制度を活用できる職場環境を整えます。
- 誰もが仕事と介護を両立できる職場を目指します。

